

令和6年度
介護サービス事業者説明会

浜松市健康福祉部介護保険課

令和6年度介護報酬改定の
ポイント

【令和6年度介護報酬改定のポイント】

1. 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
【対象外】居宅療養管理指導、特定福祉用具販売
2. 高齢者虐待防止の推進
【対象外】居宅療養管理指導、特定福祉用具販売
3. 人員配置基準における両立支援への配慮
(1) 管理者の同一敷地以外における兼務を認める
(2) 事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で常勤と扱うことを認める
4. 重要事項等のウェブサイトに掲載・公表の義務化
5. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の義務化
【対象外】訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援

【補足】新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取扱いの廃止

1. 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

【対象外】居宅療養管理指導、特定福祉用具販売

※経過措置等※

- ・感染症予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、当該減算は、**令和7年3月31日までは適用しない。**
- ・訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、当該減算の適用に当たって、**1年間の経過措置**を設けており、**令和7年3月31日までは適用しない。**

⇒令和7年3月31日までに、**業務継続計画を策定すること。**
(令和6年3月31日を以って努力義務期間は終了しています)

2. 高齢者虐待防止の推進

【対象外】 居宅療養管理指導、特定福祉用具販売

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置を講じなければならない。

- ・虐待の防止のための対策を検討する**委員会**を定期的に開催。
- ・その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ・虐待防止のための**指針**を整備。
- ・従業者に対し、虐待防止のための**研修**を定期的に実施。
- ・上記を適切に実施するための**担当者**を置く。

【委員会の開催頻度】

- ・全てのサービス：年**1回以上**

【研修の実施頻度】

- ・施設系サービス・居住系サービス：年**2回以上**
- ・上記以外のサービス：年**1回以上**
- + **新規採用時**に必ず実施することが必要

上記の全ての措置が**1つでも**講じられていなければ、当該減算が適用される。

※福祉用具貸与については3年間の経過措置を設けており、令和9年3月31日までは、適用しない。

3. 人員配置における両立支援への配慮

(1) 管理者の同一敷地以外における兼務を認める

【対象外】 居宅療養管理指導

管理者は、**同一の事業者**によって設置された**他の事業所、施設等**の管理者又は従業者としての職務に従事する場合も、当該事業所の管理業務に**支障がない場合には**、他の職務を兼ねることができるものとする。

ただし、以下に留意すること。

- ・他の職務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握できるか
- ・職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないか
- ・管理すべき事業所数が過剰でないか
- ・併設する入所施設においてサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務していないか（勤務時間が極めて限られる場合を除く）
- ・事故発生時等の緊急時に現場に駆け付けることができるか

3. 人員配置における両立支援への配慮

- (2) 「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で常勤と扱うことを認める

母性健康管理措置、育児・介護休業法による短時間勤務に加えて、「**治療**と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける短時間勤務制度を利用する場合にも、**人員配置基準**や**報酬算定**において、**週30時間以上**の勤務で常勤換算での計算上も常勤と扱うことを認める。

(参考) 厚生労働省「治療と仕事の両立ガイドライン」
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/guideline/>

4. 重要事項等のウェブサイトへの掲載・公表の義務化

運営基準省令上、事業所の運営規程等の**重要事項等**について、事業所内での書面掲示に加え、原則として**ウェブサイト**に掲載・公表しなければならない。

- ・ウェブサイトとは、具体的には**法人のホームページ等**又は**情報公表システム**を指します。
- ・苦情を処理するために講ずる措置の概要についても、併せてウェブサイトに掲載してください。

当該義務付けの適用に当たっては、**1年間の経過措置**を設けており、**令和7年3月31日までの間は努力義務**。
(令和7年4月1日より義務化)

5.利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び 職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会の義務化

【対象】

短期入所系サービス、居住系サービス、多機能系サービス、
施設系サービス

当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を**定期的**に開催しなければならない。

※経過措置※

当該義務付けの適用に当たっては、**3年間の経過措置**を設けており、**令和9年3月31日までの間は努力義務**。
(令和9年4月1日より義務化)

5.利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び 職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会の義務化

【構成員】

- ・ **管理者**やケア等を行う職種を含む**幅広い職種**

【開催頻度】

- ・ 開催が形骸化しないよう**各事業所の状況を踏まえ、適切な頻度**を決める

【委員会における検討事項】

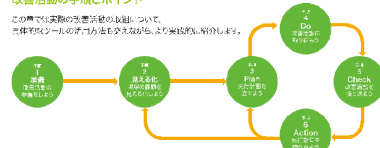
- ・ 介護現場における課題の抽出と分析
- ・ (参考) 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>

CHAPTER 2

生産性向上に向けた改善活動の標準的なステップ

改善活動の手順とポイント

この冊子で実際の改善活動の取組について、具体的なステップの進め方を説明しますが、より実践的に紹介します。



手順 1	改善活動の計画を立てよう	- 改善活動に必要となる人・物・金・時間・場所を確保する - 改善活動の目的・目標を設定する - 改善活動の進め方・スケジュールを決定する
手順 2	改善活動の実行しよう	- 改善活動の実行計画に従って実行する - 改善活動の進捗状況を把握する - 改善活動の結果を評価する
手順 3	改善活動の確認しよう	- 改善活動の結果を確認する - 改善活動の効果を確認する - 改善活動の課題を確認する
手順 4	改善活動の改善しよう	- 改善活動の結果を評価する - 改善活動の効果を確認する - 改善活動の課題を確認する
手順 5	改善活動の計画を立てよう	- 改善活動の目的・目標を設定する - 改善活動の進め方・スケジュールを決定する - 改善活動の実行計画に従って実行する
手順 6	改善活動の実行しよう	- 改善活動の実行計画に従って実行する - 改善活動の進捗状況を把握する - 改善活動の結果を評価する

介護サービスにおける生産性向上のための7つの取組

介護サービスにおける生産性向上の取組は下記の7つに分けることができます。

- 1 現場環境の整備** (P.66)
 - 5Sの観点で安全な介護環境と働きやすい環境を構築する。
- 2 業務の明確化と役割分担** (P.72)
 - 業務の明確化と役割分担の明確化により、ムリ・ムラ・ムスミを抑制し、マスターインを明確化する。
- 3 手順書の作成** (P.80)
 - 理念やビジョンをもとに現場の課題を洗い出し、改善・標準化する。改善・標準化の進捗状況を把握する。
- 4 記録・報告形式の工夫** (P.88)
 - 現場の改善やアイデアの工夫などにより、負担を軽減する。
- 5 情報共有の工夫** (P.92)
 - ITなどを活用して、情報共有の工夫や、一斉研修などによる負担軽減の工夫などを行う。
- 6 OJTの仕組みづくり** (P.96)
 - 日常業務を通じて人材育成の仕組みを作る。改善の専門家育成、リーダー育成、新人育成、新人育成の統一と指導方法の標準化を図る。
- 7 理念・行動指針の確立** (P.98)
 - 現場の理念や行動指針に基づいて、改善の仕組みを作る。

生産性向上の取組は、現場に即して実行することによって、例えば、情報共有の工夫はICTの活用が考えられ、また、記録・報告形式の工夫は負担軽減につながることで、改善活動の効果が期待できます。

厚生労働省『居宅サービス分 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン 改訂版』

【補足】新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取扱いの廃止

厚生労働省の事務連絡で示された、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取扱いは、**令和6年3月31日をもって廃止**。ただし、下記の2つのみ、**令和7年3月31日まで適用される**。

問1 介護老人保健施設の入所者や職員において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、感染拡大防止の観点から入所又は退所の一時停止を行った場合、介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前6月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないとする取扱いは可能か（令和7年3月31日まで）。

（答）

可能である。ただし、入退所を一時停止する期間及びその理由を事前に許可権者に伝え、記録しておくこと。

なお、新型コロナウイルス感染のない者の入退所については、地域の感染状況も踏まえながら従前どおり行うよう努めること。

【補足】新型コロナウイルス感染症に係る臨時的 取扱いの廃止

問2 ユニットリーダー研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により
例年どおり実地研修の実施ができない期間が生じたことにより、実地研修が未修了で
ある者がいる場合、人員基準上の取扱い如何。

(答)

ユニットリーダー研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により、
例年どおり実地研修が実施できない期間が生じたことから、特例措置として、
令和元年度～令和5年度に実施された当該研修のうち、**講義・演習を受講済み**
であって、実地研修が未修了の者については、実地研修が可能となった際は**速**
やかに受講することを条件に、令和6年度に限り、人員基準上、ユニットリー
ダー研修修了者として取り扱って差し支えないものとする。

⇒上記2つを除く、人員基準や加算等の臨時的な取扱いは、
全て廃止。